広島地方裁判所三次支部令和4年(ハ)第14号 損害賠償請求事件

## 文書提出命令申立書(2)

原告 髙野邦夫

被告 国

令和5年3月20日

広島地方裁判所三次支部 御 中

- 1. 原告は原告主張事実立証ため、民事訴訟法第220条の規定により、文書の所持人である福永孝弁護士=警察本部監察室に対し、当該文書の提出を求める申立てをします。
- 2. なお当該文書は、庄原簡易裁判所平成 29 年(ハ)第 14 号(<mark>被告=広島県)で乙第 1 号証</mark>と して提出されたものです
- 一 文書の表示

答弁書(甲第 18 号証)の 2 頁第 2 の 3 で被告主張中の、「平成 29 年 6 月 9 日に庄原区検察庁に送致済である(乙 1)」と記載中の乙 1=甲第 5 号証の原本。

3 同3について

否認する。庄原警察署は合理的期間内に必要な捜査を行い、平成29年6月9

日に庄原区検察庁に傷害罪で送致済みである(乙1)(被疑者は逮捕されておらず、

8月22日時点においても捜査中である。)。

二 文書の趣旨

被告が答弁書で主張している事実の根拠とされている文書(送致番号簿)。

三 文書の所持者

被告=福永孝弁護士=警察本部監察室

四 証明すべき事実

当該文書が原告主張の通り、牛尾副検事が作成したものである事実の立証。

五 文書の提出義務の原因

被告が答弁書で主張している事実の根拠とされている引用文書で、民事訴訟法第 220 条 一の引用文書に該当する。

★民事訴訟法第220条(文書提出義務)

次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

- 一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。
- 二 挙証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。
- 三 文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者との間の法律 関係について作成されたとき。
- 四 以下省略

以上原告 髙野邦夫